省令

○経済産業省令第百四号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第九項の規定に基づき、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一第一項第六号を次のように改める。

六　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第一項の規定による情報処理技術者試験（情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の規定によるＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、システム監査技術者試験又は応用情報技術者試験に限る。）に合格した者　経営情報システム

附　則

この省令は、公布の日から施行する。